

出雲市学校図書館支援センター設置要綱

(平成20年出雲市教育委員会告示第6号)

改正 平成22年3月31日教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、出雲市学校図書館支援センター(以下「支援センター」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 出雲市教育委員会は、出雲市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における読書活動を推進し、学校図書館の効果的な活用及び運営を図るための拠点として、支援センターを設置する。

2 支援センターは、文化環境部出雲中央図書館(以下「出雲中央図書館」という。)に置く。

(業務)

第3条 支援センターは、学校との連携を図り、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学校図書館の活用及び運営の支援に関すること。
- (2) 学校図書館の資料の収集、整理、保存、廃棄等の環境整備の支援に関すること。
- (3) 読書ヘルパーへの指導及び助言に関すること。
- (4) ブックトーク及びストーリーテリングの専門ボランティア派遣に関すること。
- (5) 学校図書館ボランティアへの支援に関すること。
- (6) 公共図書館との連携に関すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認めること。

(庶務)

第4条 支援センターの庶務は、出雲中央図書館で行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日教育委員会告示第4号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。